

(表紙)

宮之原屋敷

仲左衛門

猪之日太大明神來由記

串木野宗廟

一猪之日太大明神

厨子竪一丈、横九尺三寸、高七尺五寸

板葺上屋五敷三間、茅葺堀立拝殿四敷三間、茅葺堀立、

右御本地摩利支天也、奥州伊澤郡ヨリ、入枝志摩之丞先祖奉負

下由、于今□□孫宮原屋敷之仲左衛門 神前方□□來候、

末社

一若宮

厨子竪三尺八寸、横三尺五寸、上屋七尺方、茅葺堀立

同

一山之神

厨子竪三尺二寸、横三尺、上屋七尺方、茅葺堀立

御祭日事

正月元日、二月三日、同皮岸、三月三日、五月五日、八月皮岸、

九月九日、霜月三日、

右八度御祭氏子中出米相調申事、

由來覺

一猪之日太大明神 御本地摩利支天

右來由往古之儀、奥州膽沢郡ヨリ、入枝志摩丞先祖奉荷負當

浦江御入津被遊候、木屋ノ屏風岩之臥木ニ御腰ヲ掛給、其所江

木屋カケニ屏風圍ニ御鎮座也、其所ヲ于今木屋之屏風岩ト申

也、其以後宮原江御遷宮有之、其時在名ヲ臥木野ト名付、其

後串木野改候由、具ニ申傳候事、

一鳴津中務様御在城之時、御社参ノ始ニ猪之日太大明神、次ニ

妙見、次ニ御諏訪卜次第月次之事、三ヶ国御安全之御願故也、

一同中務様、佐土原江御移之時分入枝志摩武士方ヲ願申致方迄

御供仕候、然処^ニ在所入枝筋目無之故^ニ、如本被召歸宮原屋敷^ヲ給、神前方相勤來候事、

一御祭日限次第事

正月元日 二月三日 同彼岸 三月三日 五月五日

八月彼岸 九月九日 霜月三日

右、八度御祭御神領被召上候ヨリ、氏子中ヨリ以出錢出米、堅固^ニ相勤申事^ニ候、

一御神領之事

元三田 二月田 九月田 彼岸田 五月田 霜月田

川原毛田 山之神田

御祭之次第御膳組三拾八膳相調申候事、

一前代^ニ炎上有之御神体・靈寶・御文書示、悉焼失シ以来只今金佛一鉢、御印迄

右當社之儀入枝之先祖代^ハ相續仕候^ハ入枝志摩丞子孫大覺之介、孫子孫左衛門、同子仲左衛門、於只今神前方相勤申叟候、同子孫左衛門迄、具^ニ相續仕候儀者、所中如御存知候、

仍旨趣之覺書如件、

(挿入力①)

「一入枝志广丞子孫大覺之介、同孫之源左衛門、同子孫仲左衛門、子孫左衛門、

一入枝名字^ニ付之氏須賀原^ス

同家 字 忠

同幕文 鳳凰

宮原屋敷之

入枝志广丞子孫

仲左衛門^印

(一六五五)
明暦元年乙未十二月九日

噯 吉武三右衛門

同 長谷場戸右衛門判

同 小佐与左衛門

同 兎玉源太左衛門^一

(一六八八)
于時貞享五曆戊辰三月中旬十有五

噯 小佐文左衛門^印

同 有馬源兵衛^印

同 上村七右衛門^印

横目 奥田大山坊印

同 小佐惣左衛門印

同 飯田弥三左衛門印

横目 平地新兵衛印

用紙六枚

②

「上之御諏訪

上名川崎□□

一下之御諏訪

右同御城□□

右御祭七月廿六日上、同廿八日下、両社御祭共御神前御料理方至只今 二 忠左衛門相勤申候事、

宮原屋敷之

入枝志广丞子孫

忠左衛門印

」

註

貞享五年の文書に「用紙六枚」とあり、①・②部分は別文書が挿入されていると考えられる。